

「すくすく赤ちゃん献金」規程

- 第1条 この規程は、公益社団法人日本助産師会（以下「本会」という。）が行う「すくすく赤ちゃん献金」事業について、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 「すくすく赤ちゃん献金」は、母子保健及び児童福祉等の増進を図ることを目的に、母子保健及び児童福祉等に関連した施設に対する助成及びその他献金の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第3条 献金は、全国の助産所または各都道府県助産師会を経由して入金、あるいは本会の指定口座への入金によって行うことができる。
- 第4条 個人あるいは施設、または都道府県助産師会が1年間を通して3万円以上献金した場合、本会会長がこれを表彰する。
- 第5条 1年間に集まった献金及びすくすく赤ちゃん献金の利子を、施設に対する助成等の運用資金とし、毎年2月末日までに各都道府県助産師会が推薦する母子保健及び児童福祉等に関連した施設の申請書の提出を受け、理事会で審査の上贈呈施設を決定し、直近の本会通常総会にて贈呈式を行う。
- 第6条 贈呈を受けた施設は、贈呈後原則として3か月以内に贈呈品目の領収書及び贈呈品目の写真を都道府県助産師会経由で本会事務局に送付する。
- 第7条 すくすく赤ちゃん献金の年間献金額及び贈呈内容等は、ホームページ及び機関誌で公開する。
- 第8条 この規程の改廃は理事会による。

附則

この規程は平成21年11月15日から施行する。

この規程の改定は平成24年7月10日より施行する。